

第 1 1 6 回香芝市都市計画審議会要約会議録

- 1 招集年月日 平成 2 7 年 2 月 2 5 日 午後 3 時から午後 3 時 4 5 分
- 2 招集場所 本市役所 3 階第 1 会議室
- 3 議事

(1) 議案審議

- 1) 第 1 号議案 大和都市計画生産緑地地区の変更（香芝市決定）について（香芝市提案）・・・原案承認

第 1 号議案について、次のような質問や意見、回答があった。

質問 今回の案件は、5 箇所中 4 箇所は主たる従事者の故障による買取申出だということですが、自己申告である故障の判定基準はあるのですか。また、主たる従事者が故障して農業ができなくなっても家族等が営農するのであれば、生産緑地は存続するのですか。

回答 故障の場合は、その故障によって農業に従事できない旨を記載した医師の診断書を提出して頂きます。また、農業委員の方と農業委員会事務局、都市計画課の課員が主たる従事者との面談を行い、虚偽の申請ではないかを判断致します。

また、主たる従事者が農業をできなくなっても家族の方が営農するのであれば、そのまま生産緑地として続けて頂けます。

意見 地区の変更には問題はないのですが、1 4 3 地区は藤ノ木丁遺跡、2 4 4 地区は瓦口森田遺跡という埋蔵文化財の包蔵地になっておりますので、現在の土地形状の変更などを行う場合には、文化財保護法に基づき、奈良県の教育委員会の指示に従って行って頂きたいです。

回答 宅地にするなら形質変更があり、面積も 500㎡を超えておりますので、おそらく開発許可が必要になります。その場合は、事前協議にて文化財がある旨の周知をさせて頂いております。

質問 毎回生産緑地の解除がありますが、都市計画の中で将来の生産緑地の考え方を教えて頂きたいです。前回の会議録では、粛々と進めていくと書いていましたが、ゼロになるまで粛々と進めていくのですか。

回答

今すぐに新規指定をして、生産緑地を増やすということは考えておりません。

平成4年に生産緑地を指定しまして、買取申出の条件のひとつに「告示の日から起算して30年を経過するとき」とあります。その30年経過まであと7年ほどとなっておりますが、その頃に社会情勢などを考慮して新規指定するのかどうか検討したいと考えております。

それまでは、生産緑地法がある限りは法に基づいて粛々とやっていかなければならないと思っております。

質問

生産緑地法がある限りということなのですが、生産緑地が開発されて減っている中、その見直しなどはどこに言ったらいいのですか。

回答

毎年1回県を通して国から、国や他の地方自治体への生産緑地法に関する質問を募集する調査があり、そこでの質問も検討したいと思います。